令和８(2026)年度第２回　定期募集

市営住宅入居申込案内書

【1　定期募集の概要】

市営住宅への入居希望者を募集します。定期募集とは、募集可能な空室が発生している住宅について、入居予定者として選出し、登録するためのものです。住宅ごとに入居申込受付を行い、申込者多数の場合は、抽選により入居予定者を決めます。入居予定者には、後日実施する入居資格書類審査に必要な書類を提出していただき、書類審査後に契約となります。入居にあたり、共益費・自治会費等の支払い、ペットの飼育の禁止、退去時修繕費の支払い等の注意事項や了承事項がありますので、入居申込案内書をよくお読みになり、内容を理解したうえでお申込みください。

なお、申込資格のない方が申込みした場合は、申込資格の喪失となります。

また、申込者数が募集戸数に達しない場合は、再募集を行うことがあります。

みよし市健康づくり大使
「キューちゃん」

【2　定期募集申込受付】

募集区分	受付期間	抽選会（公開）	備考
定期募集	令和８(2026)年 10 月５日（月）～令和８(2026)年 10 月 16 日（金）	令和８(2026)年 10 月 26 日（月）午前 11 時～市役所３階　研修室１.２	住宅ごとに抽選で当落（仮決定・補欠・落選）を決定します。

【3　募集住宅】

住宅名	住所	間取り	世帯区分	建築年	階数	エレベーターの設置	家賃	募集戸数
莇生 A	莇生町川原１番地	３DK	一般世帯※単身不可	S56(1981)年	４階建	有	19,600 円～38,500 円	1
莇生 C	莇生町川原１番地	３DK	一般世帯※単身不可	S56(1981)年	４階建	有	19,800 円～38,900 円	1

【4　定期募集受付場所及び時間】

みよし市役所　都市計画課へ直接（メール・郵送不可）

午前９時００分から午後５時００分まで（土・日・祝日を除く）

【5　申込から入居までの流れ】

申込受付　　令和８(2026)年 10 月５日（月）～10 月 16 日（金）

⇩

抽選会　　10 月 26 日（月）　午前１１時～

⇩

抽選結果発送　　11 月６日（金）予定

⇩

入居資格審査　（個別に実施）　　11 月中旬　予定

⇩

契約　（個別に実施）　　12 月　予定

⇩

入居指定日　　令和 9(2027)年１月以降順次

【６　申込みにあたって】

- 申込みは、都市計画課窓口にて直接受付します。郵送またはメール等での受付は行いません。
- 申込みに際して、階数・部屋番号等の指定はできません。
- 申込受付後の、希望住宅や申込区分等の変更はできません。
- 申込日の時点で資格が無い場合や申込みが虚偽と判明した場合、申込みは無効となります。
- 申込資格の有無等は、すべての書類提出していただいてから、資格審査を実施し最終的に判断します。（申込書提出時にヒアリングシートに基づく聞き取りを行います。ヒアリング時に口頭や一部の書類で御質問いただくことがありますが、その時点では正確な審査ができかねますので、御了承ください。）
- **当募集案内での申込みは、１世帯１住宅（１戸のみ）の申込み**とします。
- 募集住宅は既設住宅であり、建築後の年数も経過していることから、壁の汚れ等、修繕できかねるところがありますので、御了承ください。
- **補欠者の入居順位は、次回の定期募集の日までが有効期限**となります。

【７　入居申込資格】

次の①～⑥の全てに該当すること

①現に住宅に困窮していることが明らかなこと

・　申込者本人及び同居予定者の中に持ち家（自己所有・共有名義含む）を所有する方がいる場合は申込みできません。（売却や競売等により、持ち家（自己所有者）でなくなることが証明できる場合は除く。）

②みよし市営住宅管理条例及び規則に定める収入基準に適合していること

・　収入基準の計算対象は、申込者本人及び同居予定者全員の収入金額です。（詳細は、【９　入居収入基準】（４ページから７ページ）に掲載しています。）

・　婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を「退職予定」とし「無職・無収入」とした申込みはできません。

③市内に住所又は勤務場所を有すること

・　申込日現在で住所又は勤務場所が市外の方の申込みはできません。

④申込者（同居予定者を含む。）が暴力団員でないこと

・　暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

　なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会します。暴力団員と判明した場合、申込みはお断りします。

⑤申込者（同居予定者を含む。）が市税を滞納していないこと

・　申込日現在で、市税の滞納がある方は申込みできません。

⑥現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方、婚約者、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ受理証明書等の交付を受けた方及びを含む。）があること（単身者申込可能な住宅・シルバーハウジングを除く。）

・　親族とは民法上の親族を意味します。

・　内縁関係にある方は、住民票の続柄に「未届の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことが確認できた場合のみ申込みできます。（続柄が「同居人」の場合は申込みできません。）

・　パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方は、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行い受理証明書及び「愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明書所持確認通知書」の交付を受けた者で、住民票及び戸籍謄本でもほかに婚姻関係等がないことが確認できた場合のみ申込みできます。（宣誓をしていないパートナー関係の場合やみよし市以外でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓したのみの場合等では申込みできません。）

・　離婚予定の方は、調停中（家庭裁判所発行の事件係属証明書等が必要）などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。

・　配偶者から暴力を受けているＤＶ被害者世帯は戸籍上夫婦でも分割して申込みできる場合があります。

・　不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成した世帯の申込みはできません。

例：兄弟姉妹（両親死亡の場合を除く）での申込み

例：おじ、甥、いとこ等との申込み

例：友人、知人同士での申込み

・　市が定める入居指定日から１か月以内に、申込書記載の本人及び同居する家族全員が入居できない方は申込みできません。（なお、婚約により申込みされた方は、入居指定日から１か月以内にいずれか１名は必ず入居し、３か月以内には、申込家族全員が入居する必要があります。）

・　出生や死亡を除き、申込後の同居親族の変更や婚約者の変更があった場合、申込みは無効となります。（死亡等により、単身者となった場合は入居の資格を失います。）

【８　入居者の選考方法について】

・　公開による抽選により当落を決定します。公開による抽選は公正を期すために開催するものです。抽選会への出欠が当落を左右するものではありません。

・　申込書の受付時にお渡しした受付番号が抽選番号になりますので、抽選会まで大切に保管をしてください。

・　抽選日に結果を知りたい方は抽選会に参加してください。

・　抽選結果については、後日郵送にて抽選結果通知書で通知します。（申込書の住所地に送付します。）また、市役所都市計画課の窓口及びＨＰ上にも掲載しますので御確認ください。

・　抽選結果の電話による問い合わせは、間違いを生じやすいことからお答えできませんので、御了承ください。

・　当選後の入居資格審査で、入居者資格を満たさない場合は、当選を取消します。

・　申込者が募集戸数に満たずに空室が出た住宅につきましては、その空室分を再募集します。

※ 再募集については１１～１２ページを参照してください。

【９　入居収入基準】

※申込み資格の収入基準は「所得月額」によって判定します。

原則階層	**所得月額**	**１５８,０００円以下**
裁量階層	**所得月額**	**２１４,０００円以下**

・　同居予定者全員の総所得金額の合計が対象となります。

・　入居資格を判定する根拠である「所得月額」とは、国の規定に基づいて算出したものであり、一般に言われる「手取り」などとは異なります。

・　課税されない所得は、収入基準の対象とはなりません。（例：生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金等）

●裁量階層について

次の条件に該当する世帯の方は、上記の裁量階層の所得月額（214,000 円）で申込みできます。

① **高齢者世帯**

申込日現在で申込者が６０歳以上の方であり、かつ、同居者がある場合はそのいずれもが６０歳以上又は１８歳未満である世帯

② **心身障害者世帯**

申込者本人及び同居予定者の中に中度（Ｂ・３度）以上の知的障害、中度（２級）以上の精神障害、４級以上の身体障害のある方又は恩給法別表第１号表の２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表の３第１款症の障害がある戦傷病者のいる世帯

③ **原爆被爆者世帯**

申込者本人及び同居予定者の中に原爆被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生大臣の認定を受けている方のいる世帯

④ **子育て世帯**

小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯

⑤ **ハンセン病療養所入所者等世帯**

申込者本人及び同居予定者の中に平成８年３月３１日までに国立（私立）ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

⑥ **引揚者の方のいる世帯**

海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方のいる世帯

●所得月額による申込資格について

・　所得月額による所得区分は次の表のとおりです。

・　Ⅴ、Ⅵに該当する申込世帯には、一定の条件が必要となります。

階層	所得区分	所得月額
原則階層	Ⅰ	104,000 円以下
	Ⅱ	104,000 円を超え 123,000 円以下
	Ⅲ	123,000 円を超え 139,000 円以下
	Ⅳ	139,000 円を超え 158,000 円以下
裁量階層	Ⅴ	158,000 円を超え 186,000 円以下
	Ⅵ	186,000 円を超え 214,000 円以下

●所得月額の算出について

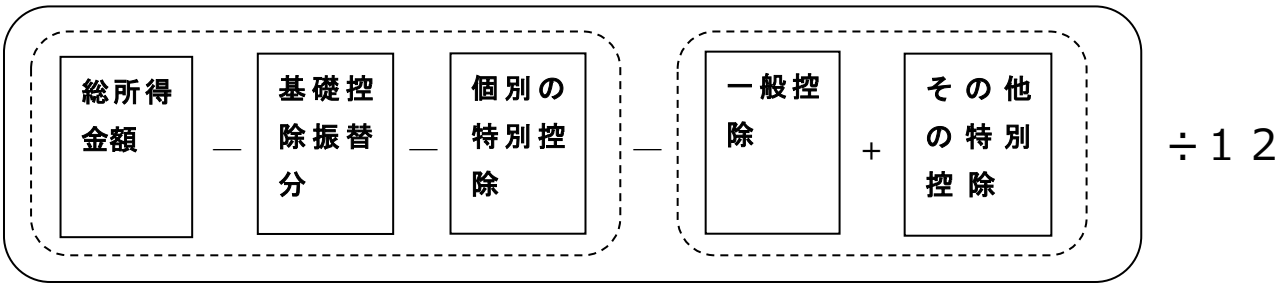

① 申込家族全員の総所得金額を対象とします。

・　収入のある方が２人以上いる場合には、各々計算し（マイナスのときは０とする。）出た金額を合算した金額となります。

・　給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として、最大１０万円控除となります。

② 各々の総所得金額から基礎控除振替分及び個別の特別控除額を控除し合算します。

・　個人事業主（自営業者等）の方の基礎控除振替分はありません。

・　ひとり親控除と寡婦控除の併用はできません。

③ 合算した金額から、一般控除額及びその他特別控除額を控除した後で、１２で除し所得月額を算出します。

●控除について

総所得金額から控除する金額は次の表のとおりです。

・　婚約者の方は同居親族に含みます。

・　ひとり親控除の生計を一にする子は、その年分の総所得金額等が４８万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない方に限られます。

<table>
<tr><th>区分</th><th>控除項目</th><th colspan="3">控除対象者</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般控除</td><td>同居親族控除</td><td colspan="3">申込家族のうち申込者以外の方</td><td rowspan="2">１人につき
３８万円</td></tr>
<tr><td>扶養親族控除</td><td colspan="3">申込家族でない者のうち、所得税法上の扶養親族の対象として認められている方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個別の特別控除</td><td>ひとり親控除</td><td colspan="3">・離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子を有し、合計所得金額が５００万円以下の方
・配偶者の生死が不明又は、婚姻によらないで母（父）になった女子（男子）で、その者と生計を一にする子を有し、合計所得金額が５００万円以下の方</td><td>その人の所得から
３５万円</td></tr>
<tr><td>寡婦控除</td><td colspan="3">・夫と離婚したのち婚姻していない方で子以外の扶養家族を有し合計所得金額が５００万円以下の方
・夫と死別したのと婚姻をしていないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が５００万円以下の方</td><td>その人の所得から
２７万円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他の特別控除</td><td rowspan="5">障害者控除</td><td rowspan="5">申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方</td><td>身体障害者手帳</td><td>３～６級</td><td rowspan="5">１人につき
２７万円</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>２・３級</td></tr>
<tr><td>愛護手帳</td><td>３・４度</td></tr>
<tr><td>療育手帳</td><td>B・C</td></tr>
<tr><td>戦傷病者手帳</td><td>第４項症～第４目症</td></tr>
<tr><td rowspan="6">特別障害者控除</td><td rowspan="6">申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方</td><td>身体障害者手帳</td><td>１・２級</td><td rowspan="6">１人につき
４０万円</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>１級</td></tr>
<tr><td>愛護手帳</td><td>１・２度</td></tr>
<tr><td>療育手帳</td><td>A</td></tr>
<tr><td>戦傷病者手帳</td><td>特別項症～第３項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者</td></tr>
<tr><td>１６歳以上２３歳未満の者に係る扶養親族控除</td><td colspan="3">一般控除対象者の中で年齢が１６歳以上２３歳未満の方で、扶養親族認められている方（配偶者は除く。）</td><td>１人につき
２５万円</td></tr>
<tr><td>老人扶養親族控除</td><td colspan="3">一般控除対象者の中で年齢が７０歳以上の方で、扶養親族と認められている方</td><td>１人につき
１０万円</td></tr>
</table>

【10　入居決定について】

・　今回の募集で当選され、入居資格書類審査に合格された方は、当選順位の上位の方から入居契約していきますが、災害等による緊急入居や不測の事態が生じた場合などには、空室が発生するまでお待ちいただく場合もありますので、御了承ください。

・　賃貸借契約時には連帯保証人として原則、日本国籍を有した個人で独立した生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する方１名が必要です。

　※ 保証人代行サービス等の業者や法人・団体等が保証人になることは認めていません。

・　賃貸借契約時には、敷金（家賃額の３か月分）を指定された期日までに納付する必要があります。納付された敷金は無利子とし、退去時の修繕費に充当はできません。

・　緊急連絡先となる方を２名指定していただきます。

・　入居指定日以前に決定した住宅室内を見学することはできません。

・　入居指定日以前に引っ越し等はできません。

・　入居指定日予定は令和９(2027)年１月以降順次入居となります。

【11　資格の喪失について】

下記の場合は、内容により入居資格の喪失となることがあります。

・　重複申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した場合

　※ **この場合、今後の受付は一切いたしません。**

・　申込資格が無いことが判明した場合

・　同居親族の変更（出生・死亡の場合は除く）や婚約の変更又は解消があった場合

・　同居親族の死亡等により単身者となった場合

　※ ただし、単身者申込可能な住宅に申込みされた方で、各々の申込資格がある場合を除く。

・　住所や連絡先等の変更後、都市計画課へ変更の連絡が無かった場合又は連絡のつかなくなった場合

・　提出すべき書類を提出期日までに提出されない場合

・　指定された期日までに敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をされない場合

・　入居に際して特定の条件があり、これを受諾されない場合

・　入居指定日から１か月以内に申込み家族全員が入居できない場合

　※ 婚約により申込みされた方は、入居指定日から１か月以内に申込家族のうち１名は必ず入居し、３か月以内には、申込家族全員が入居すること

【12　住宅の家賃について】

- 市営住宅使用料（家賃）は「家賃算定基礎額」に「応益係数」を乗じた額です。
- 家賃は必ず納期限までに納付してください。納期限は当月の月末です。（１２月を除く。）
- 家賃の納付は、口座振替が利用可能です。ご指定の金融機関で手続きをしてください。
- 市営住宅の家賃は、同居する世帯員全員の合計所得及び扶養親族数等により異なります。
- 毎年、同居する世帯員全員の収入の申告をしていただき、その収入により家賃を決定します。（毎年家賃が変わる場合があります。）
- 共同施設及び共用部分の使用に関する費用（共益費）が家賃以外に必要です。
- 入居後に公営住宅法に定める収入超過者、高額所得者となった場合は家賃制度が通常とは異なります。

★入居後、収入超過者・高額所得者になられた方の家賃制度について★

入居後３年を経過し公営住宅法に定める一定の所得月額を超える方は収入超過者と認定され、家賃が近傍同種住宅家賃（民間賃貸住宅並の市場家賃）になる場合があります。また、市営住宅に引き続き５年以上入居されている方で高額所得者に認定された方には、住宅の明渡請求をします。この場合、明渡期限経過後は近傍同種住宅家賃の２倍の損害賠償金をお支払いいただきます。

【13　注意事項】

- 市営住宅は、認められた同居家族だけが居住できます。他人に貸し与えたり、入居の権利を譲渡することはできません。不正入居の場合は、明渡しを求め、訴訟を提起する場合があります。
- **犬、猫などのペット類（目のご不自由な方の盲導犬や身体がご不自由な方の介助犬は除く）の飼育は禁止です。十分御留意いただき、良好な共同住宅環境で生活できるように御理解・御協力ください。**
- 市営住宅に入居されますと、自治会に加入後、各種行事への参加が必要となります。（清掃活動など）また、自治会の役員に選出された場合（自治会長等）は、その任を負っていただくことになりますので、御承知おきください。
- 自治会の活動は、入居者の方からの自治会費によって運営されています。自治会費は期日までにお支払いください。
- 天災地変、火災、盗難、その他不可抗力による全ての損害に対しては、市はその責任を一切負いません。
- 退去の際には、居住中に破損及び汚損した箇所の修繕費用、畳表の取替え及び襖の張替え等の退去修繕費用が必要です。この修繕費用は敷金での充当はできません。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」については、賃料が市場家賃程度の民間賃貸住宅を想定しておりますので、公的で低廉な賃料の公営住宅には適用されませんので御承知ください。

【14　募集の流れ】

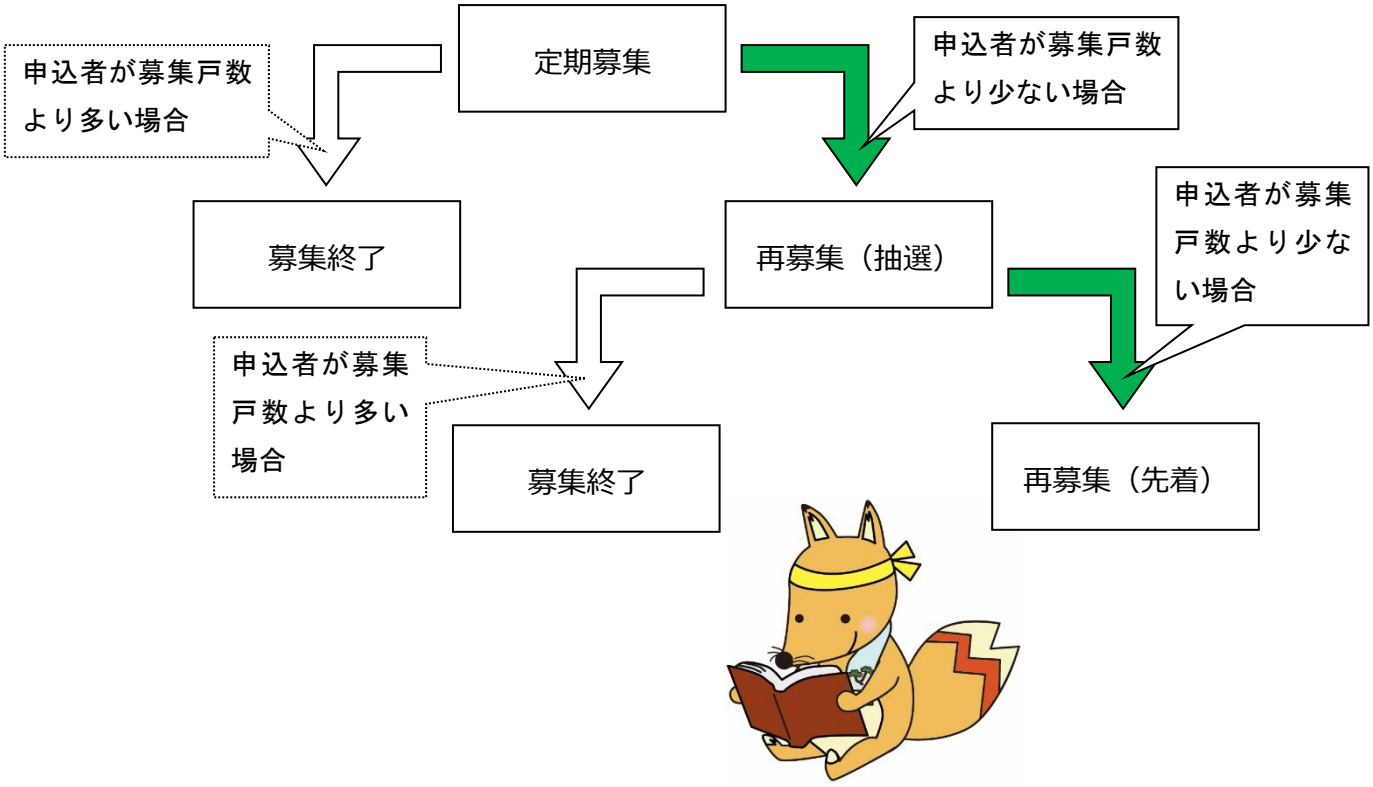

【15　申込者が募集戸数に達しなかった場合の再募集（抽選）の概要】

再募集（抽選）とは、定期募集の募集住宅のうち、申込者が募集戸数に達せず空室が出た住宅において、その空室分を再度申込受付するものです。再募集の受付場所及び時間は次のとおりです。申込者多数の場合は、抽選により入居予定者を決定します。

なお、再募集の住宅に関する詳細につきましては、定期募集の抽選日以降、都市計画課窓口等にて発表をします。

※　定期募集で申込者数が募集戸数を満たした場合は、再募集（抽選・先着）は開催されません。

【16　再募集（抽選）申込受付】

募集区分	受　付　期　間	抽選会（公開）	備　　考
再募集（抽選）	令和８(2026)11 月 13 日（金） 午前９時～午前 10 時	令和８(2026)年 11 月 13 日（金） 午前 11 時～ 市役所４階　４０１会議室	募集戸数に満たなかった住宅ごとに抽選で入居予定者を決定します。

【17　再募集（抽選）住宅】

詳細については、定期募集の抽選日以降に発表をします。

都市計画課窓口へ直接お問い合わせください。

【18　再募集（抽選）受付場所及び時間】

みよし市役所　都市計画課へ直接（メール・郵送不可）

午前９時００分から午前１０時００分まで

再募集（抽選）に申込みされる方は、上記の時間までに都市計画課窓口まで直接お越しください。当日の午前１０時までに受付を済まされた方々で入居予定者を決める抽選を行います。

※　抽選参加希望の方は、都市計画課窓口にて必ず受付をしてください。

【19　申込者が募集戸数に達しなかった場合の再募集（先着）の概要】

再募集（先着）とは、定期募集の募集住宅のうち、申込者が募集戸数に達せず空室が出た住宅において、その空室分を先着順で再度受付するものです。再募集の受付場所及び時間は次のとおりです。

募集住宅は、先着順で受付し、募集戸数に達し次第受付終了となります。新たに発生した募集可能な空室の追加はありません。

なお、再募集住宅の詳細につきましては、都市計画課窓口へ直接お問い合わせください。

【20　再募集（先着）申込受付】

募集区分	受　付　期　間	抽選会（公開）	備　　考
再募集（先着）	令和８(2026)年 11 月 13 日（金） 午前 11 時～ 令和８(2026)年 12 月 23 日（水）	なし	募集戸数に達するまで先着順で申込を受付します。

【21　再募集（先着）住宅】

都市計画課へお問い合わせください。

【22　再募集（先着）受付場所及び時間】

みよし市役所　都市計画課へ直接（メール・郵送不可）

午前９時００分から午後５時００分まで（土・日・祝日を除く）

※ただし、再募集（先着）初日は午前１１時００分から午後５時００分までです。

【問い合わせ先】

みよし市役所　都市計画課（市営住宅担当）

住　所：みよし市三好町小坂５０番地

電　話：０５６１－３２－８０２１（直通）

ﾌｧｸｼﾐﾘ：０５６１－３４－４４２９

電子ﾒｰﾙ：toshi_k@city.aichi-miyoshi.lg.jp